

ポストコロナの未来を切り拓く地方創生の実現に向けた提言（案）

全国知事会

令和3年 月

人口減少下において急速に進む少子高齢化が地方の持続可能性を脅かす――

国家の存立にも関わるこの重大な事象に対し、地方自治を担う私たちは「地方創生」の旗を掲げて強い危機感のもと取り組みを進めてきた。

しかし、長期化する新型コロナウイルス感染症の脅威は、本来であれば第2期地方創生の実りの時期を迎えていたはずの我が国から、「ひと」の流れを止め、「しごと」を奪い、「まち」の活力を失わせてきた。折悪しく私たちを襲ったコロナ禍は、出生数減少の加速化など、我が国が直面する人口減少問題をさらに助長し、改善を妨げる障壁となって立ちはだかつてきた。

一方で、感染症への対応の必要性が人々の価値観や行動に変容を生じさせることにもなった。DXにより距離の制約が克服されることで、リモートワークやワーケーション、二拠点居住などの新しい働き方や暮らし方が普及・定着しつつある。また、生活・経済における「適度な疎」のメリットに光が当てられるなど、地方創生と親和性が高い新たな意識や感覚も生まれている。

コロナ禍がもたらした新たな潮流を強みとして伸ばし・活かす視点を持って、強かにピンチをチャンスに換えて反転攻勢に出ることにより、地方が被ってきたダメージを最小化してソフトランディングを図り、さらには感染症に対して強靱な地域社会、そしてその総体としての、多極の成長エンジンを備えた新たな日本を創り上げていかなければならない。

地方の現場の最前線に立つ私たち47人の知事は、感染症対策と経済との両立を成し遂げ、すべての国民が輝ける活力ある地方を実現するため、地方創生を「再起動」して更なる高みへ押し上げることにより、地域の経済と雇用を、そしてかけがえのない故郷を守り抜く決意である。

折しも、この11月には総選挙を経て新しい内閣が成立した。私たちは、地方の持続と発展のため、またこの国のために、新内閣とともに汗を流すことを心待ちにしている。

国においても、これまで以上に私たちと力を合わせ、国民が安心と希望を持てるポストコロナの未来を切り拓くため、以下の項目についてしっかりと取り組まれるよう強く求める。

I 大胆かつ強力な経済対策の断行

- 新型コロナウイルス感染症（以下、文中において「感染症」という。）の影響により疲弊している地域経済を回復・活性化させるための対策が引き続き急務となっていることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の市町村分を含む2兆円規模の増額や、飲食店、観光・交通関係といった幅広い事業者の支援を含め、補正予算での措置により、大胆かつ強力な経済対策を断行すること。
- 感染症の影響の長期化により、雇用情勢は依然として低調であり、地方創生の基盤である雇用の維持・確保対策には特に注力する必要がある。地域や業種を問わず多くの事業者が国全体の感染拡大防止に協力し、雇用継続に努力されていることに鑑み、事業者への支援の継続や拡充を行うのはもちろんのこと、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」の創設など、離職を余儀なくされた労働者を支援するための雇用対策についても、予備費の活用や補正予算を編成するなどして、早急かつ公平に実施すること。

II しごとをまもり・ふやす

(1) 雇用・産業の維持

(地方創生の基盤である雇用の維持)

- 雇用調整助成金等の特例措置については、令和4年3月まで延長される方針が示されたが、地域によって支援に差が生じないよう全国において業種や業況等にかかわらず公平な措置を行うとともに、5月以降の縮減について縮減前の水準までの遡及適用を行い、令和4年1月以降の措置もこれと同水準とすること。また、休業支援金・休業給付金のさらなる対象拡充に加え、失業給付の充実を図るなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。さらに、今後、雇用調整助成金の特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聴いた上で行うこと。なお、雇用調整助成金の財源不足に伴う雇用保険料の引き上げに向けた検討をする場合は、感染拡大や感染防止措置により事業者や労働者がともに大きな影響を受けていることに配慮すること。
- 在籍型出向について、制度活用に向けて徹底した周知を行うとともに、提出書類の簡素化を図ること。加えて、中堅・大企業等についても出向元・出向先双方に対する助成を中小企業並みに引き上げること。
- 事業者に対して、アルバイト等で働く方への休業手当の支払いと雇用調整助成金等の活用を働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付について、学生や女性を含めた非正規雇用労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。

- 感染・濃厚接触により外出自粛の要請を受けた場合やワクチン接種の副反応が大きく出た場合に休業することになった事業主や非正規雇用の方など、休業支援を受けられない方に対して、一定額の助成を行う等の支援策を講ずること。

(働く希望をかなえるための支援)

- 就職氷河期世代は不本意ながら不安定な仕事に就いているケースも多いため、特に正社員としての再就職のための支援をはじめ、離職者の再就職に向けてより手厚い支援を行うこと。
- 新規学卒者の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講ずること。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、首都圏の若者の地方への関心が高まっているとの調査結果もあり、このような国民の意識の変化を踏まえ、地方においても十分な所得とやりがいが見られる高付加価値な業務や成長産業を根付かせられるよう、企業の本社機能等の地方への分散を図り、多様な就職先の創出を進めること。さらに、通年採用や、既卒未就業者の採用の促進など、就職機会の更なる拡大に向け、経済界への要請や、必要な支援策を強化すること。
- 人手が不足している分野や成長分野への失業なき労働力移動に向けて、労働者が新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策やスキルを習得した人材と企業とのマッチングの一層の拡充・強化を行うこと。また、就職に必要なスキルを明確にするための評価方法を検討することで、新たな雇用の受け皿となる分野への円滑な労働力移動が実現する仕組みを構築すること。
- 性別にかかわらず、自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら充実した職業生活と家庭生活を安心して送ることができるよう、就業環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用、健康支援等女性の活躍につながる施策の充実を図ること。
- 働き方の多様化に伴い、フリーランスなど組織に属さない働き手の増加が見込まれることから、個人がそれぞれ望む働き方を選択し、地方においても安心して働けるよう、労働法制や社会保障制度などの環境を整備するほか、事業者との取引にあたってフリーランスの地位を保護し、公正を担保するための制度を早急に整備した上で、そのガイドライン等について広く周知すること。また、中小企業の生産性向上に向けて、都市部大企業やグローバル企業の人材の兼業・副業を含む活用を促進すること。

(事業継続への支援)

- 全国的に幅広い業種の事業者の経営への影響が深刻化している。地方団体による上乗せ、横出し支援を行っている月次支援金については、地域偏在をもたらすとともに、国と地方の両方に申請する必要が生じるなど、事業者の負担となっていることから、持続化給付金や家賃支援給付金を要件緩和した上で支給するなど、

今後新たな支援措置を講ずる際は、経営への影響を踏まえ、幅広い事業者が対象となるよう国において責任を持って行うこと。また、セーフティネット保証4号と危機関連保証の指定期間の延長及び指定対象業種が減少したセーフティネット保証5号の全業種の再指定等の措置等を講ずること。

- 経営が軌道に乗らない一方で感染防止対策のための出費を要するという厳しい状況に置かれた中小企業の事業継続に対し、数カ月間程度でなく、より長期的な支援措置を講ずること。また、事業者の新分野展開や業態転換等を支援するため、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業については、多くの事業者が活用できるよう、更なる要件緩和や手続の簡素化を図り、早期かつ着実に地域の事業者を支援すること。特に持続化補助金については、採択率の向上につながる予算の増額や、添付書類の簡素化などを図ること。
- 事業者への資金繰り支援について、新規融資・追加融資の迅速かつ柔軟な実行の徹底や、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化するとともに、本年3月末で申込みが終了した民間金融機関の無利子融資の条件変更に伴う追加保証料の補助を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響から脱却しきれない中小零細事業者等に対し償還・据置期間の見直しを弾力的に行うほか、追加融資のニーズに対応するための信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息その他都道府県が地域の実情に応じて実施するアフターケアを含めた独自の資金繰り支援対策により生じる負担に対する支援を行うこと。さらに、大企業とみなされ支援対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、本年3月末で申込みが終了した民間金融機関によるゼロゼロ融資の借換の受け皿となる融資制度の創設、政府系金融機関の資本金劣後ローンを対象とする信用保証制度の創設など、コロナ禍が長期化する現状を踏まえ、特に事業の継続と雇用の維持に重点を置いて、事業者や労働者等への支援を行うこと。
- 外国人材の入国制限等による第一次産業の人手不足や他産業での就業機会の減少を踏まえ、生産現場での代替人材を安定的に確保できるよう第一次産業への雇用労働力の確保対策を延長・強化すること。
- 国内における産業を支える人材不足を踏まえ、建設や造船・船用工業だけでなく、農業をはじめとした他の特定産業分野においても熟練した技能を要する特定技能2号での受入れを認めること。
- 介護分野での人材確保のため、外国人介護人材が長期就労する場合に必要な介護福祉士の資格について、筆記試験の多言語化など、外国人が日本の介護現場に定着できる環境を整備すること。
- 国内の中小企業が多く外国人材を受け入れている実態及び出入国制限が長期化する現状を踏まえ、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置を講ずること。また、都道府県が行う

負担軽減を図るための取組に対し財政支援を行うこと。

- デジタル化の進展や脱炭素社会への移行などの変化に加え、大規模事業所の事業再編により多大な影響を受ける地域のものづくり企業等が行う新たな取組に対し、税制優遇措置や不動産賃料への補助等の支援制度の創設などを行うこと。また、商工団体による事業者への伴走型支援が今後さらに重要となることから、都道府県が商工団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援が行えるよう、経営指導員等の指導費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充すること。
- ものづくり産業において技能労働者の不足が問題となっており、引き続き、技能労働者の確保・育成をより一層進めていく必要があることから、若者が技能検定を受検しやすい環境として整備されている「若者の技能検定受検料減免措置」を、令和4年度以降も対象者を限定することなく継続すること。また、技能実習生向け技能検定試験を円滑かつ確実に実施するため、「技能向上対策費補助金」について、必要な予算を十分に措置すること。
- 航空機産業関連事業者について、防衛機や防衛装備品を始めとした官需の前倒しによる下支えや事業再構築支援の継続など、事業継続の支援を行うこと。

(事業承継)

- 中小企業の事業承継の円滑化のため、事業承継ネットワーク構成員等が連携して支援に取り組めるよう、引き続き財政支援の拡充を図るとともに、各地域の構成員等の取組を一元的に情報提供する仕組みの構築や、全国的なメディアを活用した広報による事業承継に対するマイナスイメージの払拭、補助金や融資制度の利用促進を図ること。また、事業承継税制については、引き続き、手続の簡素化や、持ち株会社を含め様々な経営体制の実態に即した税の負担軽減措置の対象要件の緩和を図るなど、より一層の利用促進に向けた取組を行うこと。その際、関係法令を含めた事業承継税制の解釈等について、積極的に助言を行うとともに、年次報告書の確認を含めた自治体の審査事務の簡素化を図ること。さらに、事業承継に関する取り組みが遅れている中小企業等に配慮し、特例承継計画の提出期限を延長すること。
- 第三者承継を推進するため、全国の事業承継・引継ぎ支援センターのデータベース開放による利用拡大や、起業家と後継者不在企業とのマッチングを推進するとともに、第三者承継に係る税制優遇策を早期に導入すること。また、後継経営者による新たな価値を生み出す取組を円滑に推進するため、ベンチャー型事業承継の機運醸成から事業化の検討・実践まで、アトツギベンチャーの成長段階に応じた支援の充実を図ること。

(飲食店第三者認証制度による事業活動の感染症への耐性強化)

- 認証制度のさらなる普及と維持により飲食業における感染防止対策を促進し、感染拡大期における事業継続の基盤を強化するため、認証店を対象としたプレミ

アム付きクーポン券の配布などの需要喚起策への財政支援を講ずること。

(観光振興を実施する地方への支援)

- 観光事業者の事業継続支援や地域に応じた国内旅行の需要喚起策を継続的に実施するとともに、安全・安心、快適な旅行の提供のための受入環境整備を強化すること。また、地域の観光を支える DMO 等が積極的に施策を実施するための必要かつ十分な財源を確保すること。

(観光産業等への支援策の継続)

- 地域観光事業支援について、感染拡大の影響の長期化を踏まえ、事業費を翌年度に繰り越すことも視野に入れて、一人当たりの補助限度額を Go To トラベル事業並みに引き上げた上で、利用期間等を延長するとともに、支援が途切れることのないよう当該事業予算の増額や追加配分を行うこと。さらに、居住地と同一の都道府県内の旅行に限られる現行制度では十分な需要喚起が図れないことから、感染状況に応じて近隣圏域での旅行も対象に加えること。また、感染拡大時等に事業を停止する際のキャンセル料等の補填を直接経費として取扱うこと。加えて、事業停止までの猶予期間を設け、その期間中の旅行等についても補助対象とすること。
- Go To トラベル事業について、感染状況など地域の実情を踏まえ適切に運用し、事業再開前に都道府県との十分な情報共有を行うこと。また、観光地での消費につながる地域共通クーポンについて、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となる割引率の効果的な設定等の工夫をすること。さらに、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業の速やかな創設を検討すること。
- これまでの観光事業支援の恩恵にあずかれていない小規模・零細な宿泊業、旅行代理店、貸切バスやタクシー、土産物店などの観光関連事業者へのきめ細やかな支援を創設すること。
- Go To イート事業については、食事券の販売期限及び利用期限のさらなる延長を行うとともに、食事券発行額を拡充すること。また、事業の延長に伴い必要となる事務費等への十分な財政措置を行うとともに、都道府県の判断に伴う販売等停止期間分の延長については、地域の事情に応じて柔軟に対応すること。さらに、事業者や国民に混乱を与えることのないよう食事券の取扱いについて適時適切な周知に努めるとともに、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。

(国内旅行及びインバウンド誘客の再興)

- ポストコロナを見据え、観光行動と感染拡大との関係性の分析・評価を実施し、科学的エビデンスの下、国内旅行及び外国人旅行客の受入れに関する観光再生ビジョンを強かに打ち出すこと。

- 地方空港における国際線の再開など、空港等におけるインバウンドの受入れ再開に向けて、新型コロナワクチン接種証明書のデジタル化・国際標準化の推進による接種証明書の活用を含め、必要な体制を確保すること。
- 訪日外国人の受入れにおける、税関・出入国管理・検疫（CIQ）等での最先端技術の活用など、感染リスクの水際対策を強化するとともに、本格的なインバウンドの回復に資する政府主導のプロモーションや情報発信を強化すること。

（生産者の経営継続への支援）

- 安定した農林水産業経営の確立に向け、経営所得安定対策の効果的かつ円滑な実施、漁業経営安定対策の拡充及び資金繰り支援の充実を図ること。また、農林漁業セーフティネット資金の無利子化措置等の金融支援を継続するなど、セーフティネット対策に万全を期すこと。さらに、「高収益作物次期作支援交付金」の対象期間・品目の拡充や「経営継続補助金」などによる農林水産業経営の継続に向けた支援を十分に行うこと。
- 農業者の経営努力の及ばない収入減少を補償する「収入保険」について、「野菜価格安定制度」との恒常的な同時利用を認め、選択的な補償を可能とすること。
- 感染症の影響により、米の需要の落ち込みと過剰在庫による米価への影響が生じていることから、国主導による実効的な過剰米への対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進すること。

（家畜伝染病に強い畜産業づくり）

- 豚熱ワクチン接種農場での豚熱発生や昨シーズン全国的に発生した鳥インフルエンザの状況を踏まえ、家畜所有者による衛生管理をさらに強化するため、施設や資機材の整備等に係る十分な予算の確保や支援メニューの拡充などを行うこと。
- アフリカ豚熱の国内侵入に備え、空港等での水際対策や訪日外国人等による肉製品の持ち込み禁止を徹底するとともに、ワクチンの研究開発など予防対策を早急に進めること。

（地域における消費喚起）

- 感染症により大きな減収に直面している農林水産物や加工品、地場産品の生産・販売に携わる個人事業者・中小企業の当面の収入確保を支援するため、官民一体型の購入促進キャンペーンを実施すること。
- 外食機会やインバウンドの減少により影響を受けている農林水産物について、国内消費の拡大に向けた支援を行うこと。また、「食育」「地産地消」「国産回帰」の観点から、地場産物の学校給食への提供を恒久的に支援すること。

（建設業への支援）

- 民間投資が落ち込む中であっても、災害時に地域の復旧復興を支える建設業が維持されるよう、地域経済の浮揚効果が高い公共事業に必要な予算を確保し、早期に執行するとともに、民間工事の需要を喚起する措置を講ずること。

(2) 地域産業の成長力強化

(地域産業の革新に向けた科学技術の実装推進)

- 科学技術の力は、産業の生産性や付加価値の劇的な向上をもたらす源泉であり、基礎的研究開発の成果を画餅に帰すことなく具体的に地域産業の革新に結びつけられるよう、政府研究開発投資の強化とともに、科学技術イノベーションの創出・活性化と地域実装を官民挙げて推進する体制を強化すること。

(地域経済と雇用を担う企業・スタートアップの創出)

- 地域に根ざす企業が付加価値の高い新製品や新サービスを生み出し、稼げる地域づくりの担い手、また魅力ある仕事の創り手となれるよう、技術・経営の革新や人材の育成に対する支援を拡充し、長期的な収益力の強化と持続的成長の実現を図ること。併せて、地域経済の新たな担い手となりうる成長性の高いスタートアップを着実に創出するため、大規模かつ長期的な資金供給、海外市場獲得の支援、最先端技術の事業化の支援を行うこと。
- 脱炭素社会の実現に資する次世代自動車関連技術といった革新的な分野への参入や新製品開発プロジェクトの取組など、中小企業の競争力強化を促進する戦略的基盤技術高度化・連携支援事業やものづくり・商業・サービス補助金を継続・拡充すること。

(医薬品・医療機器産業の育成)

- コロナ禍の教訓を踏まえ、重要医薬品や重篤患者の生命を支える医療機器の国内開発・製造に万全を期すため、感染症治療薬やワクチンの研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等を扱う産業の育成を戦略的に進めること。

(航空機産業の成長促進)

- 航空機産業は世界的には今後 20 年間で約 1.6 倍と大きな成長が見込まれている成長産業であることから、航空機需要が回復した後は、更なる成長が遂げられるよう、サプライヤーの国際競争力強化や商談継続の支援など、地方が需要回復後を見据えて行う取組に対し支援を行うとともに、完成機プロジェクトを国策として強かに推進すること。

(新たな成長産業の創出)

- コロナ禍がもたらした意識・行動の変化は地方に新たな雇用と富の創出の可能性をもたらしている。たとえば「3密」回避志向を捉えた野外アクティビティを素材とする新しい観光振興、健康への関心の高まりを好機ととらえた健康分野における新事業の創出など、地域資源を活用しながらポストコロナの新たな成長産業を創出しようとする地方の意欲的な取り組みを積極的に支援すること。
- スポーツの成長産業化により、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、eスポーツの振興、スポーツとICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

(農林水産業の成長産業化)

- 農林水産業従事者の高齢化の進行、担い手の減少など農林水産業生産構造の脆弱化に対応し、生産性・収益力の向上を実現するため、経営感覚に優れた人材等の確保・育成に係る地方の取組への支援や6次産業化の推進に係る国庫補助の拡充、スマート農林水産業の推進に向けたICT・ロボット技術開発及び現場実装の加速化、これらを支える生産基盤の強化等、農林水産業所得の向上と成長産業化の推進を図ること。
- 農林水産業の新規就業者の確保・育成はわが国の一次産業を持続していく上で極めて重要であることから、特に、新規就農者の確保・育成に関しては、「新規就農者育成総合対策」について全額国費により措置するとともに十分な予算を確保すること。
- 感染症収束後の需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜・水産物などの安定供給体制に必要な農産物・水産物の加工処理施設や鮮度保持施設の整備、物流機能を強化するためのICT活用による冷凍設備の増強など、ハード整備を支援すること。
- 感染症に端を発した米国の新築住宅需要増等が、海外からの木材や木製品の供給不足と価格高騰を引き起こしたいわゆるウッドショックにより、国産材へ転換する傾向が見られる。この動きをチャンスとして生かせるよう、更なる国産材の需要拡大とこれに対応できる林業の担い手の確保・育成など安定供給体制の整備を支援すること。また、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出削減に資する木材利用への期待は大きいことから、本年10月の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」改正を更なる契機として、住宅分野に加え公共建築物及び民間建築物の非住宅分野の木造化・木質化の推進などにおいて、国産材の需要拡大を図ること。

(対日直接投資の促進)

- ポストコロナにおける地方創生は、地域需要や国内需要のみに依存せず各地域が海外と直結して人材や資金を呼び込む「グローバル地方創生」への拡張の視点が重要であり、新型コロナウイルス対応によるデジタル化の進展はその追い風となる。外国企業とのマッチング、投資案件の発掘、人材斡旋等における日本貿易振興機構（JETRO）の機能と、地域が有する産業資源とを結びつける取組の充実・強化を図るとともに、わが国に進出する海外企業への財政支援措置など、地方と一体となった支援を推進すること。

（中小企業等の海外展開の拡大支援）

- 人口減少により国内市場が縮小する中、新興国の経済成長に伴う旺盛な海外需要を積極的に取り込む必要があるが、感染症の影響で海外展示会への出展やバイヤーとの対面での接触が困難となり、販路拡大等への障壁となっていることから、オンラインの活用による地方の魅力的な農林水産物や地場産品の海外展開、有望な技術・製品を有する中小企業の海外進出やプロモーションの実施など、輸出拡大による「海外から稼げる地域づくり」に向けた支援策を充実・強化すること。

（国内回帰と新たな生産設備投資への支援）

- 感染症の影響により露呈したわが国のサプライチェーンの脆弱性への対策として、自治体では企業の国内回帰や重要な製品・部素材の国内生産に向けた取組への支援を行っている。国においても、世界的な半導体不足や新型コロナ感染症による部品調達の停滞リスクに直面したことなどにより、国内回帰の機運が高まっている今こそ、国内の生産能力の増強・高度化、ひいては経済安全保障の強化を図る好機と捉え、国内投資促進事業費補助金の必要かつ十分な予算を確保するとともに、地方の生産拠点機能の強化を図る観点から、中小企業においても必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、長期的に活用できるようにすること。

（国内半導体産業の再興）

- 新型コロナウイルス対応に伴うデジタル化の進展や5Gなど新たな情報通信技術の進展などにより、デジタル産業の基盤となる半導体の重要性と、その安定供給の必要性が極めて大きなものとなっていることから、わが国の半導体産業の再興に向け、地域の雇用を確保する観点からも、これまでになかった規模での支援策や大胆な規制緩和を行うこと。

（農林水産物の輸出の促進）

- 地方が産み出す高品質な農林水産物が、その品質に見合った外貨をしっかりと稼得するとともに高い国際的評価を獲得し、継続的な所得向上の形で地域経済に還元されるよう、需要の喚起や輸出の維持・強化につながる取組について、販売

促進のためのプロモーションや施設整備等に十分な予算を確保し、継続して支援すること。

- 農林水産物等の輸出にあたって、中国・韓国・台湾等アジアを中心とする国や地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、わが国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(次世代データセンターの地方での整備)

- 今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するとともに、災害に対する強靱性を高めるため、次世代のデータセンターについて、地方に拠点を分散して整備することとし、整備に係る費用への補助制度の新設や通信・電力利用の優遇措置などによる支援を行い、国内における最適配置を図ること。

(企業の自発的な賃上げに向けた環境整備)

- 地域経済の成長の果実がその住民にしっかりと分配されるよう、また、若者にとって魅力的な職を地方に増やし、若者の地元定着を促進する地方創生の観点からも、成長分野への積極投資のほか、中小企業の生産性向上の支援や取引の適正化など、企業の自発的な賃上げを可能とする環境整備を進めること。

Ⅲ ひとをひきつける

(1) つなぎとめ、そして新たな流れをつくる～大都市圏への一極集中への対応～

(人口の移動要因の分析)

- 人口の移動理由を把握・分析した上で地域の実情に応じた効果的な施策を展開するため、移動理由等の把握について、プライバシーに慎重に配慮しつつ人の移動に関する全国的な要因分析ができるよう、住民基本台帳法の改正も含め仕組みづくりを検討すること。また、人の移動に関する要因分析結果に基づき、活力ある地方の実現に向けた施策を推進すること。

(移住の促進)

- 首都圏の若者の地方への関心が高まっているとの調査結果もあることから、このような国民の意識の変化をふまえ、地方への人の流れをより大きなものにし、活力ある地方を実現するため、誰もが自らの意思によりライフスタイルを選択できるような取組を進めることなどによって、地方への移住を促進すること。

(若い人材の地方への定着)

- 高校生の地元定着を促進するため、早い時期からの進路相談や企業の求人開拓

などの取組、さらには外国籍や特別支援学校等の生徒への重点的な就職支援などの取組に対して財政支援を講ずること。

- 地域産業の発展を支える人材を育成し、地方の労働力不足を緩和するため、公共職業能力開発施設の訓練生を対象に、大学等の学生と同等の給付型奨学金制度を創設することにより、就学機会を平等に保障する措置を講ずること。
- 都市部の若者が地方での就学・就職を希望する際に、多様な選択ができるよう、地方の大学や専門学校等の編入枠の拡充や負担軽減を図るための財政支援を行うとともに、地方への転職向けの専用相談窓口の充実をはじめとした、新たなチャレンジへの支援に柔軟に対応できる制度を構築すること。

(魅力ある地方大学の実現)

- 学びを志す若者を惹きつける魅力的な地方大学を実現するため、「地方国立大学の特例的定員増」の採択にあたっては、採択に向けた積極的なフォローアップの実施や大学進学者収容力が低い地方の大学を優先的に取り扱うとともに、当該措置を翌年度以降も継続すること。また、特例的定員増の対象に選定された地方国立大学が地方自治体や地方の産業界、高等教育機関等と連携して実施する研究開発や専門人材の育成などの特色ある取組に対して、大胆な財政支援を行うこと。
- 地方大学は、地域における「知の拠点」として、地域における新産業の創出や就学機会の提供と有為な人材の育成・定着等に貢献している。引き続き、地方大学が地域・産業界とのさらなる連携強化やイノベーションの創出、地域産業の振興など、地方創生に資する共創の拠点としての役割を果たせるよう、地方大学の機能強化・研究環境を抜本的に充実するための積極的な財政支援を行うこと。

(地方創生における女性活躍の推進)

- 地域社会が持続性を保って発展していくためには、女性が活躍の場として希望を見いだすことができる魅力的な地域、「選ばれる地域」に進化していく必要がある。とりわけ就職期の若年女性が定着を希望する雇用・産業の育成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進による柔軟で働きやすい就業環境の整備や、女性の管理職への登用促進など、女性がその能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりに向けた地方の取組に対し、国としても必要な支援及び措置を講ずること。
- 地域女性活躍推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を図るとともに、同交付金をはじめとする女性活躍関連予算の規模の拡充を図ること。

(二拠点居住の推進)

- コロナ禍を経て国民の間に新しい働き方・暮らし方が広がってきていることを踏まえ、二拠点居住等について、国勢調査も含めた全国一律の調査を定期的に実

施し、実態を可能な限り正確に把握し、公表すること。

- それぞれの地方自治体における二拠点居住等の実践者の把握方法について、マイナンバー制度や新たなデジタル技術の活用などを念頭に、地方と連携して制度設計を検討すること。それによって、地方自治体による的確な災害時の安否確認や不在時の防犯対策につなげられるようにすること。

(二拠点居住等の実践者に対する円滑な公共サービスの提供に係る検討)

- 地方自治体が二拠点居住等の実践者を正確に把握した上で、福祉サービスその他の公共サービスを住民票にとらわれずに実際の居住実態に即して適切に提供できるような制度の在り方について、地方と連携して検討すること。特に、二拠点居住等の実践者が安心して子育てできる環境を整備することが重要であることから、住所地ではない別拠点においても特定教育・保育施設等を利用できる仕組みを地域の実情に応じて検討するとともに、区域外就学制度の活用が進むよう、ガイドラインを策定し、子どもの積極的な受入れを支援すること。

(新たな公共サービス等の提供に伴う適切な財源確保の検討)

- 二拠点居住等の推進により、実践者に対して公共サービス提供の責務を負う地方自治体の役割が増大することに鑑み、居住実態に即したサービス提供に係る制度の検討にあたっては、各自治体の適切な財源確保の在り方、具体的には、二拠点居住等の実践者に提供するサービスに係る財政需要や実践者の負担の在り方について、地方交付税の算定や住民税の確実な課税等を通じて各自治体が財源を適切に確保できる仕組みについても、併せて検討すること。

(二拠点居住等の生活における環境の整備に対する支援)

- 空き家に関する講習会の実施や改修費助成等により空き家の利活用支援を継続・強化するとともに、補助・優遇等により空き家バンクの利便性向上を図るなど、多様なライフスタイルの希望に沿った住まいの提供を支援すること。また、拠点間の移動経費は二拠点居住等の生活において大きな負担となっていることから、地方創生推進交付金において地方自治体による交通費補助等の個人給付を対象経費とするとともに、交通事業者と連携して定額料金体系の導入を促進するなど、二拠点居住等の実践者の移動に要する負担軽減を図ること。

(関係人口の創出・拡大)

- 地域に興味を持ち、関わり・つながりを持ちたいと思う人々が増えていくことは活性化に向けた第一歩として欠かせないステップであり、こうした関係人口は地方創生の応援者又は当事者として極めて重要な存在であることから、その拡大に向け、引き続き、地域と人材とをつなぐマッチング・コーディネート機能を強化するなど、関係人口の創出・拡大に取り組む地方を強力的に支援すること。

- 移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な形態を通じて、専門知識や経験を有する人材を地域の中小企業に展開・還流する取組を促進すること。

(テクノロジーを活用した新しい働き方の加速)

- テレワークやフレックスタイム制度を活用した柔軟な働き方のさらなる浸透を図るため、民間企業等が行うテレワーク、オフィスの分散、サテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革を加速する仕組みを構築・整備すること。具体的には、国が設ける各種助成金制度の拡充や継続実施などにより支援を強化するとともに、地方自治体が独自に実施する企業のテレワーク導入支援やサテライトオフィスの整備事業等に対し、確実に財政措置を行うこと。

(ワーケーション、テレワークなど新しい働き方の促進)

- サテライトオフィスやコワーキングスペースの整備など、ワーケーションをはじめとするテレワーク環境を整えるため地方自治体が行う廃校舎や公民館、空き家等の改修、ホテルや旅館の施設改修などへの財政支援の拡充や税制優遇措置を行うこと。
- テレワークや在宅勤務などの多様な働き方の導入についてさらなる加速化を図ること。また、ワーケーションの推進を担う政府の一元窓口として「ワーケーション推進本部(仮称)」を設置し、地方が展開するワーケーション推進の取組を組織的に支援するとともに、労務管理に係るガイドラインの策定・周知、企業等に対するワーケーションの助言なども行う社会保険労務士等の専門家派遣などにより、柔軟な働き方を可能とする就業規則の整備や適切な労務管理を企業側に促すこと。
- 地方創生テレワーク交付金等、テレワークの促進に資する交付金をしっかりと継続させてテレワーク環境の整備のための財源を確保するとともに、人口減少自治体への対象拡大に加え、単独入居型のサテライトオフィスを対象とすることや、1団体当たりの施設整備件数を拡大することなど、制度の要件緩和や柔軟な運用により支援の実効性を高めること。

(「地方創生回廊」の早期実現)

- 人や産業を地方に呼び込み、新たな雇用を創出する「地方創生回廊」の中核を担うリニア中央新幹線の全線開業に向け、国として必要な支援及び措置を講じること。また、リニア中央新幹線の開業効果を見据え、リニア駅と各地域を結ぶ円滑な移動を確保するため、沿線自治体が行うリニア関連の道路整備やリニア駅周辺の広域交流拠点施設整備に対する十分な予算措置と、地方負担に対する適切な財政支援を講ずること。
- 高規格道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、高規格道路の暫定2車線区間の4車線化、整備新幹線の整備促進、

新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ、幹線鉄道等の高速化等を早期に実現すること。

(人の流れを支える公共交通への支援)

- 利用者の大幅な減少により厳しい経営に直面しているバス、鉄道、空港会社を含む航空、船舶、タクシー、レンタカー、運転代行業者等に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。また、これらの公共交通事業者が車両等の感染防止対策をはじめとして、ポストコロナ時代の人流を支える地域の実状に応じた交通のデジタル化の普及・推進や、日々の生活の中で利用可能なキャッシュレス決済の導入等に積極的に取り組めるよう、将来に向けた設備投資等につながる新たな支援策を講ずること。
- JRローカル線の安定的な維持・存続を図るため路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設するとともに、JR各社や大手民鉄等が新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした急進的な合理化をすることがないように、路線ごとの構造的課題への対策を含め、国として積極的に関与すること。
- 公共交通の需要回復を図るために地域が行う創意工夫を凝らした取組を下支えできるよう、地域の実情に応じ、臨時交付金をはじめ長期的かつ臨機の措置が講じられる制度を構築・拡充すること。

(政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等機能の分散)

- 新たな人の流れの創出に有効な社会経済機能の地方への移転・分散について、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関の地方移転のさらなる推進とともに、企業の本社機能等の地方への分散を図ること。また、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進すること。なお、その際、一定の経済機能を国内で分け合う視点ではなく、たとえば大都市部においては世界から企業を呼び込み高度知識産業分野の集積と真の国際都市への成長を目指すこと等も視野に、国全体での企業活動の総量増大を前提とするなど、地方部と都市部がともに栄える地方分散を実現する視点をもって進めること。
- これらの取組の結果を踏まえ、国において2023年度中に地方創生上の効果、総括的な評価を行い、地方移転・地方分散の取組が一過性のものとならないよう、継続的な財政措置など、国が責任をもって必要な対応を講ずること。

(2) 産み・育みやすい環境をつくる

(Children First 社会の実現に向けたこども庁の創設)

- 「こども庁」については、これまでの議論を後退させることなく、子ども関連

政策を一元的に担い、権限と予算と人員を確保した真に政策遂行力ある組織となるよう、早期に検討を進め、設置すること。

- 一元化により新たな分断を生じることがないように、障害児者への支援、医療・健康づくり・食育など、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野について、現行施策の意義や実施状況を十分に踏まえること。特に公教育が担っている様々な機能の一貫性・継続性等には十分に留意すること。

(子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充)

- 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源など既定財源を早期に確保するとともに、GDPに対する教育関連の政府支出をOECD加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、子ども関連の政府支出の拡大や、子ども関連施策の多くを担う地方自治体への財政措置を拡充すること。

(子育て施策推進のための国と地方との定期的な協議の場の設置)

- 国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための意見交換・協議する場を設置すること。特に、こども庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等にあたっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続すること。

(個々人の希望をかなえる少子化対策の強化)

- 国と地方が総力を挙げて「第4次少子化社会対策大綱」の基本的目標である「希望出生率1.8」を実現するために、長期的な展望に立ち、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、産後ケア事業への補助の拡充、裁量性かつ継続性のある財政支援の実施など、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進めること。
- 中高生等からの若い世代を対象とした妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発を含め、将来のライフプランニングに関する授業や講義等を実施する場が設けられるよう支援すること。
- 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶える支援の充実を図るため、地域少子化対策重点推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を進めるとともに、同交付金をはじめとする少子化対策関連予算の規模の拡充を図ること。

(子どもを生む希望を叶える支援の拡充)

- 不妊・不育症治療の財源の確保も含めた健康保険適用の早期実現を図るとともに、保険適用によって自己負担の増とならないよう、負担額の軽減等を図ること。また、保険適用外の不妊・不育症治療、検査への助成を拡充すること。

- 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設など、不妊治療と仕事の両立支援に向けた環境整備を行うこと。

(子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援の拡充)

- 貧困等により子どもたちの健全な育ちや学びが損なわれることのないよう、経済的支援を強力に推し進める必要があるため、妊娠・出産・産後の支援、乳幼児期の検査費用、全国一律の子ども医療費にかかる助成制度の創設、児童手当の額の拡充や所得制限の廃止等拡充、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置対象年齢の拡大及び軽減額の拡充を図るなど、子どもの誕生や成育にかかる経済的負担の軽減を図ること。また、幼児教育・保育から高等教育まで、無償化の拡大などにより子どもの教育にかかる費用の負担軽減を図るとともに、様々な体験や学びを通じて豊かな人間性・社会性を育めるよう、家庭教育の支援など、特に乳幼児期からの子育て・教育支援の充実を図ること。

(男性の家事・育児参画の推進と質の向上)

- 結婚・子育て世代の男女が、制度的な制約により仕事や生活の選択肢を狭められることのないよう、男性の育児休業等の取得を促進する仕組みを強化するとともに、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「イクボス」の推進などに向けた職場風土の醸成が図られるよう、国として必要な支援及び措置を講じること。また、男性の育児休業の質を向上させるため、男女がともに家事や子育てを行うという機運の醸成に向けた全国的な取組を行うこと。

(待機児童対策・子育て支援)

- 令和2年12月に策定された「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための支援の充実を図るとともに、地域の実情に応じて幼児教育・保育環境の充実が図られるよう、保育職に対する社会的評価の向上やさらなる処遇改善に取り組み、保育士等の確保や定着を図るための十分な支援と財政措置を講じること。
- 子育て家庭の負担軽減を図るため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化の対象範囲を拡大すること。また、仕事と子育ての両立を支援するために、放課後児童クラブの安定的な運営や職員の処遇改善への支援の拡充とともに、放課後児童クラブ利用料や病児・病後児保育利用料の負担軽減策を講じること。

(少人数教育の推進)

- 「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。また、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制など新しい時代の学びを支える指導体制のための教員定数の一層の確保を図ること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

(教育環境の改善推進)

- いじめ等や不登校、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒の増加等に対応するため、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、部活動指導員、学力向上支援スタッフ、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフ等のさらなる配置に必要な財源を確保すること。さらに、地域でスポーツ・文化活動が実施できる環境の整備や、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの場を充実させる取組を推進すること。

(デジタル技術を活用した教育の推進)

- 「GIGA スクール構想」に基づくデジタル技術を活用した教育の推進や、災害や感染症等の緊急時における学びの継続のため、国庫補助の対象となっていない家庭でのオンライン学習時の通信費や、高等学校や特別支援学校高等部の BYOD を含む一人一台端末について、十分かつ恒常的な財政措置により継続的な支援を行うとともに、有償ソフトウェアに対する財政的支援を拡充すること。また、今後、本格導入が予定されているデジタル教科書について、全ての児童生徒がデジタル教科書を活用した授業や学習をあらかじめ体験できるよう、令和3年度から実施している実証事業の拡充を図ること。その上で、デジタル教科書を有効に活用できるよう、国において調査研究を行い、効果的な活用方法を示すとともに無償とすること。
- 各学校設置者がICTを活用した教育への取組を確実に進めるため、学校のICT環境の整備については、「GIGA スクール構想」の実現後に生じるネットワークの増強、多要素認証やマルウェア対策などの学校の情報セキュリティ対策の強化を含む設備の維持・管理や更新等への対応も併せて、高等学校も含め国が継続的に支援する新たな国庫補助制度を創設すること。また、GIGAスクール構想により整備された一人一台端末環境の学校現場における円滑な運用を支えるため、学校に対する技術的なサポートを行うための体制整備を支援すること。

(これからの高等学校教育のあり方)

- 高等学校における困難を抱える子どもたちへの支援として、通信費のさらなる支援などICT等の学習環境を整える施策を拡充すること。また、高等学校の魅力化や特色化を進めるため、より柔軟なカリキュラム編成を可能とする、教育課程特例校制度の指定要件の柔軟化や「みなし単位」の上限撤廃を行うこと。また、生徒の学習状況等により適切な修業年限が保障されるよう、学校教育法を改正し、高等学校の修業年限をすべての課程(専攻科を除く)について「三年以上」とするとともに、全ての大学に「大学教育の先取履修を単位認定する仕組み」を構築

するよう働きかけるなど、高大連携を一層促進すること。

IV まちの暮らしやすさをみかく

(地方創生 SDGs の実現)

- 「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした SDGs の理念を踏まえ、地方創生 SDGs に向けた「自律的好循環」を形成するため、引き続き、SDGs の実践が国民的な運動となるよう、国として必要な広報・啓発活動を一層強化していくとともに、自治体 SDGs モデル事業補助金の複数年度の交付等、地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のための取組への支援を拡充すること。

(孤独・孤立対策の推進)

- 感染症の影響によって深刻化している孤独・孤立対策を強力に進めるため、戦略、達成指標、進捗管理の仕組みなど対策の全体像を早期に提示すること。加えて、いつでも誰でも孤独・孤立に陥り得るという認識の下、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが可能となるよう、相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、NPO 等の支援団体・個人に対する支援、地方における人材育成への支援等の充実を図ること。また、地域の実情に応じた取組みを支援するための各種交付金の財源確保や対象拡大を図ること。

(多文化共生の地域づくり)

- 外国人への差別や偏見がなくなるよう、多文化共生の必要性・意義について、住民がより一層理解を深めるための取組を進めること。併せて、地方が行う外国人に対する相談体制の整備・拡充など、在住外国人支援の取組への継続的で十分な財政措置を講じること。また、外国人、外国にルーツを持つ・外国につながる児童生徒等の教育や日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、医療・保健・福祉における翻訳及び通訳支援、災害等緊急時の多言語による情報発信等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講ずること。

(性的指向・性自認の多様性を認め合う社会の実現)

- 性的指向・性自認の多様性について、社会における理解の促進を図るとともに、偏見・差別をなくし、悩みを抱える当事者等が安心して暮らせる環境づくりのための取組を強化すること。

(地域の相談体制の強化)

- 一人ひとりの個性と多様性が尊重され、それぞれの能力が発揮されるとともに、すべての人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられるように、相談体制の整備や就業促進支援制度の充実を図ること。特に女

性、子ども、高齢者、障害者、ひきこもり状態にある方、外国人、性的少数者、犯罪被害者などについては、個別の事情に応じて柔軟な対応を図ること。また、令和3年度に創設された「重層的支援体制整備事業」の活用促進のため、関係者向けの研修・人材育成などの環境整備を充実させるとともに、必要な財政措置を講ずること。

(健康まちづくりの推進)

- 人生100年時代を迎えるにあたり、いくつになっても誰もが健康でいきいきと暮らせるよう、国民一人ひとりの運動習慣の定着や食生活の改善といった主体的な健康づくりを行うための環境整備が必要である。また、働く世代の健康づくりは生涯にわたる健康に大きく影響することから、健康経営に取り組む企業の増加が重要である。健康なまちづくりを推進するためには、データを有効活用し保健・医療関係者及び民間事業者等との連携により、地域の実情に合ったきめ細かな施策を講じていくことが効果的であることから、安定的な財源を確保し、関係省庁が連携して地方を支援すること。

(ワンヘルスの推進)

- 人と動物の健康及び環境の健全性をひとつのものと捉え一体的に守ろうとする「ワンヘルス」の理念に基づき、次なる新興感染症など人獣共通感染症等に備えるため、ワンヘルスの概念の普及・啓発及び関係機関の連携の推進に取り組むとともに、ワンヘルスの取組を促進すること。

(文化芸術やスポーツを通じたまちづくり)

- 文化芸術・スポーツ活動は、人々に心の豊かさをもたらし、また地域を活性化する上でも重要な役割を担っているが、感染症対策の必要により活動機会や観覧機会が制約を受け、活動の基盤が脅かされていることから、継続して文化芸術・スポーツ活動に取り組めるよう、施設の運営費やイベント開催経費などに対する財政支援を行うとともに、フリーランスの活動に対する必要な財政支援の拡充を図ること。

(文化の振興・観光の振興・地域の活性化の好循環の創出)

- 地域の古民家等の文化資源の保存と活用、地域の魅力向上と来訪者の増加、地域経済の活性化の好循環を生み出すため、文化観光推進法に基づく、文化施設の機能強化や、地域一体となった文化観光の推進といった取組における、地域の古民家等の文化財への税制上の特例措置を講じ、地域の文化資源の活用を一層促進すること。

V 新たな時代の流れを力にする

(1) デジタル社会の実現

(地方の意見を反映した「新重点計画」の策定と着実な施策の推進)

- デジタル社会形成基本法に基づく国の「新重点計画」については、全国知事会も参画するデジタル社会構想会議での議論も踏まえ、策定が進められているところであり、引き続き地方とも十分に協議の上で作成し、全ての国民が豊かで活力あふれるデジタル社会のイメージを共有できる内容とするとともに、様々な主体が一体となり、社会全体のデジタル化に向けた取組を進められるよう、目標とする項目や達成する時期等を分かりやすく、明確に示すこと。その上で、取組の推進に当たっては、司令塔となるデジタル庁を中心に省庁間の縦割りを排し、地方自治体や民間事業者などと緊密に連携しながら、迅速かつ集中的に実施すること。

(光ファイバ等の整備促進とユニバーサルサービス化の実現)

- 光ファイバ整備等に係る予算の大幅な増額と、支援対象の条件不利地域以外への拡大に継続的に取り組むこと。特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。さらに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」、「停電時における光ファイバ網の無停電化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。また、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、今後、整備が進む光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービス等を活用することで、施設更新費用の低減など難視聴地域の負担軽減を図ること。
- 新たな生活様式の実践により普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、芯線増強や機器更新等による性能の高度化に対する支援制度を拡充すること。
- 国民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するためには、光ファイバ等による超高速で安定したブロードバンド環境を全国くまなく整備した上で、ニーズの拡大や高度化等を踏まえながら、継続的に維持・拡充・更新していく必要があり、安定的な財源の確保が不可欠である。国の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」の「中間とりまとめ」においては、有線ブロードバンドをユニバーサルサービスに位置付け、交付金制度による支援が必要であるとの方向性が示されたが、交付金の支援対象経費は維持運用経費とし、更新費を支援対象とすることは継続検討とされたことから、その支援対象経費に更新費を含めることを明確化

するとともに、設備等の拡充に係る整備費についても支援対象とすること。また、当該交付金のユニバーサルサービス提供事業者に対する配分については、整備・維持に多額のコストを要する過疎地や離島等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。さらに、条件不利地域においては、無線ブロードバンドサービスを事業者のみで提供できないことから、山間部の道路等において整備が進んでおらず、一部では公設で整備した携帯電話基地局を利用してサービスを維持している状況を踏まえ、条件不利地域における無線ブロードバンドの整備・維持管理についても、有線ブロードバンドと同様にユニバーサルサービス制度の対象とすること。

- 公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設については、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にある。このため、効率的な管理運営を進める観点から、民間への移行を行おうとする場合にも、コスト面が支障となり協議が進展しないことから、これを「ユニバーサルサービス制度の対象」とするほか、民間移行を促進するための地方自治体への支援制度について、さらなる拡充を図るとともに、民間移行が完了するまでの間の運営についても支援すること。

(DXを推進するための5Gの普及促進)

- DXの基盤として進展が期待されている5Gは、現状では、都市部を中心に整備が進められているが、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」実現のためには、全ての地域において、都市部に遅れることなく、着実に基地局が整備される必要があり、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の基盤整備を一気に進めること。

ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であること、運用管理技術を有する人材の不足などから、中小企業においては、その導入が十分進んでいない。昨年末、周波数帯域として拡大されたSub6帯では、システム構築が容易になることから、経営基盤の弱い中小企業等での導入や利活用の促進を図るため、システム構築及び人材育成に係る技術的・財政的支援を拡充すること。また、ローカル5Gを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る6Gについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

(データセンターの強化・最適配置)

- 今後のDXの推進による情報処理量の増大に伴い、データセンターの重要性は増している。現状、データセンターは都市部に集中しているが、レジリエンス強化、トラヒックの地方分散、経済安全保障、新たなデジタルサービスの提供の観点から、国内に分散配置される必要があるため、その配置にあたっては、地方におけるデジタル化の推進やデジタル産業の創出につながるよう、地方の意見も十分に反映し、立地計画を策定するとともに、立地を促進するための支援制度を創設すること。

(多様な主体によるデータ利活用環境の整備)

- 様々なデータは新たな価値創造の源泉であり、その流通・利用がデジタル社会の重要な礎となる。このため、国において、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できる環境整備を進めるとともに、個人情報を取り扱う事業者における情報管理のあり方などを明確にし、全国共通のルールの下で厳格に運用されるよう、対策を講じること。また、新たな個人情報保護制度の内容を国民へ丁寧に説明するとともに、地方自治体を含む関係者向け研修会の開催や、ガイドライン・マニュアルの整備、相談窓口の設置など、制度の円滑な施行に向けて取り組むこと。

(行政機関の保有データの利活用)

- 活力あるデジタル社会を実現するために、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要である。そのため、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、公的機関等で登録・公開され、行政手続におけるワンスオンリーの実現や、オープンデータとして、様々な分野での活用が予定されている「ベース・レジストリ」については、順次、社会的ニーズや経済効果の高いデータの指定を進め、計画的な整備を行うこと。また、地方が独自に行うオープンデータを活用した地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

(誰一人取り残さないデジタルデバイド対策)

- 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。なお、国の「デジタル活用支

援推進事業」については、令和7年度までの目標が示されているが、地方自治体の意向や地域の実情を踏まえ、着実に実施すること。また、UI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、AIを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方が独自に行う先進的な取組や実証実験、デジタルデバイド対策等に対する技術的・財政的支援を充実すること。

- 携帯電話はもはや国民の生活必需品であり、今後のデジタル社会を支える重要インフラとしての役割を果たすものであることから、利用者にとって適正な価格で質の高いサービスの実現が求められる。国の主導により料金の引下げ等が行われたところであるが、事業者間の活発な競争を通じてより低廉で多様なサービスが提供されるよう、引き続き公正な競争環境を整備するための取組を進めること。

（デジタル社会を支える人材の確保・育成）

- デジタル社会においては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。このため、国において、デジタル人材に求められる専門的能力や中長期的な育成方針等を示すこと。また、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。
- 地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、柔軟な運用を可能とすること。また、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくためには、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。併せて、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

（自治体DX推進計画に基づくデジタル・ガバメントの構築）

- AIなどの新たな技術の活用を行う場合、調達実績のないスタートアップ企業等の採用や開発契約における性能保証の方法など、現行の調達制度に馴染まない

側面があり、「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会」においても指摘されていることから、国において調達ルールづくりを速やかに行うとともに、地方に情報提供すること。また、情報システムの標準化など自治体 DX 推進にあたっては、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダの参入機会の確保に配慮すること

- 地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。加えて、地方自治体の情報システムの標準化に伴う運営経費等の減少額を地方財政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じること。

(サイバーセキュリティ対策の強化)

- デジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で不可欠である。このため、個人情報漏えい等の懸念により、デジタル化の取組が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

(デジタル社会における情報モラル向上等に向けた体制強化)

- 差別と偏見のないデジタル社会の実現には、情報を正しく安全に活用することが重要であり、情報発信に関する情報モラルに関する教育や啓発活動を強化すること。
- 新型コロナウイルス感染症に関するインターネット上の誹謗中傷など匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発していることから、人権侵害に係るネットモニタリング体制の構築、不適切情報の削除を強化し、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。
- 国においては「違法・有害情報相談センター」の相談員の増員等さらなる体制強化を図るとともに、他の相談機関とも連携し、対応の充実を図ること。

(デジタル化推進のための国と地方の協議の場等)

- 「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、地方の意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方自治体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

(利用者の利便性向上を主眼に据えた行政事務のあり方の見直し)

- データを競争力の源泉とするデジタル時代においては、膨大で多種多様な流通する情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していく必要がある。行政が保有する公共データについては国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータとして積極的に公開するとともに、利用者の利便性を確保し、利活用を促進するため、国や地方がそれぞれ個別に公開することにより、公開場所が分散し、データ形式が異なっているオープンデータを、国においてポータルサイトに集約して統一形式で公開する基盤を構築すること。

(テクノロジーの活用による行政部門の飛躍的な生産性向上)

- マイナポイント事業終了後、官民共同利用型のキャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととされているが、検討にあたっては、地方が行う独自の政策にも利用できるよう、地方の意見をふまえて制度設計を進めること。

(テクノロジーを活用した社会課題の解決や社会変革の加速)

- 新たなテクノロジーを活用して、感染症拡大に伴い発生した新たな社会課題の解決や新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ等民間企業に対し、社会実装に向けた実証実験にかかる支援や税制優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。
- 第一次産業における労働力の確保や生産性の維持・向上を図るため、テクノロジーを活用した省力化・省人化や高品質化など、スマート技術の生産現場への導入・実証を加速すること。
- 今回の感染症により進んだ医療や教育などにおけるデジタル化の流れを後戻りさせることなく新たな日常に対応できるよう、人材育成の支援や機器の整備、著作権料など、ソフト・ハード両面からの財政支援を実施すること。
- 近年、観光情報の収集・発信や旅行の予約などにスマートフォン等が利用されており、さらに今後「新しい生活様式」をふまえた観光スタイルにもAIなどのデジタル活用が期待されることから、ニーズに沿った観光コンテンツやサービスをタイムリーに受け取ることができるよう、デジタルマーケティングに基づく情報発信やコンテンツ造成、デジタルツールを活用した安全対策などに対して、人材育成・財政支援を行い、観光におけるDXを加速すること。また、脱炭素社会の実現に向けて、デジタル技術の活用は不可欠であることから、電力供給に関するデジタル化などの取組に対して財政支援を実施すること。
- 公共交通や物流などにおける接触を減らす手段としても、自動運転への期待が高まる中、その社会実装に向けては、国内の6割を占める積雪寒冷地への対応が必須である。日本の積雪寒冷地対応技術を世界に発信するため、自動運転の研究開発や社会実証試験の促進に向けた取組を加速すること。

(デジタル時代に向けた規制改革等の推進)

- ドローンの最大積載量や自動飛行に関する技術は進歩し、その活用領域については様々な可能性が提示され続けているところであるが、有人地帯上空の飛行等については規制があり、完全自動飛行についてはまだまだ制度上のハードルが高い。現在、2022年度を目途に有人地帯における目視外飛行(レベル4)での運用に向けた制度検討が進められているが、関係者や地方の意見を聞いた上で、安全性を担保しながらビジネス利用が活発化する制度検討を加速すること。
- 医療、交通、ECなどさまざまな分野で国境を越えたデータのやり取りが技術革新につながっていることから、G20大阪サミットを機会に、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立上げが宣言された。国においては、今後、様々な機会を通じ、関係する国・地域や国際機関等と協力して、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めること。

(テクノロジーを活用した新しい働き方の加速)

- 働く希望を持ちながらも、通勤が困難な障害がある方やコミュニケーションに障害がある方などが、希望を叶え、能力や適性を活かして、ともに働くことが当たり前の社会を実現するため、テレワーク等に加え、障害者が働く可能性を広げるツールとしてAIやロボット技術が活用できるよう、必要な支援を行うこと。
- 介護現場等において、身体的負担に加えて、感染防止対策が負担となっている状況をふまえ、介護施設等における介護ロボットやICTの導入に対する財政支援を拡充すること。

(2) 脱炭素社会の実現

(脱炭素社会を目指す基盤の整備)

- 全ての地域が足並みを揃えて「2050カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)」を目指していくため、国と地方との恒常的な協議の場を設け、それぞれの役割を踏まえた一体的な施策を推進すること。
- 脱炭素先行地域のみならず、脱炭素地域づくりを目指していく全ての意欲ある地域や主体も支援していくことが重要であることから、省エネルギー対策の更なる推進や、再生可能エネルギーの普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組を支援するための総合的な交付金を創設すること。
- 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握することが非常に重要であるため、導入する再生可能エネルギーのCO2削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量、自家消費分まで含めた地域におけ

る再生可能エネルギー電力の需給状況やZEH・ZEB導入状況等の統計整備を行うこと。

(電動車の普及と公共交通の整備)

- 2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させ、環境負荷軽減と地域交通の最適化を同時に実現するため、EVやFCVの早期普及へ向け、充電インフラの未設置区間解消などの環境整備を加速化すること。また、公共交通への積極的な支援や、次世代交通システム(MaaS、CASE)の基盤づくりを推進し、地域における多様な移動手段を確保すること。

(建築物のネット・ゼロ・エネルギー化)

- 住宅の早期ネット・ゼロ・エネルギー化を実現するため、新築住宅は、十分な支援策を講じた上で再生可能エネルギーの導入を要件としたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の早期適合義務化を図ること。加えて、多雪地域等、太陽光発電に不利な地域においてもZEHの導入が進むよう、技術開発や設置にあたっての財政支援を行うこと。また、既存住宅は、高断熱性能の確保、住宅屋根への太陽光発電設備や蓄電池の設置に向けて、全国の自治体が足並みを揃えて取り組める優遇税制等の誘導策を検討すること。
- 公共施設や社会福祉施設、商業用ビルなどの建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー化を実現するため、各省庁の補助制度や起債制度は、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)を前提としたものにするとともに、財政措置等、必要な支援策を講じること。

(企業における事業活動の脱炭素化と革新的技術創出の推進)

- 地域の企業が、事業活動での脱炭素化や革新的技術の創出により、サプライチェーンで選ばれ続ける企業となるよう、工場等の計画的な省エネ設備投資や、再生可能エネルギーの積極的な導入を促進するための十分な支援策を講じること。また、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設、拡充すること。
- 脱炭素社会においては、再生可能エネルギーの普及や自動車のEV化などにより産業構造の転換が予想されることから、これにより大きな影響を受ける雇用の状況を注視し、対策を講じること。

(再生可能エネルギーの普及拡大)

- 再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギー由来の電力を飛躍的に普及拡大させるため、系統接続の制約を早期に解消すること。また、送電線の容量不足を補うために送配電事業者が負担する工事費等について支援すること。

- 再生可能エネルギー由来の余剰電力を水素により利活用できるよう、水素の貯蔵及び調整手段の構築に取り組むこと。
- 改正地球温暖化対策推進法により導入される「促進区域」において、事業者が地域住民に事前に事業内容を説明する仕組みを整備し、FIT売電価格や税制上の優遇措置を与えるなど、より実効性のあるものとなるよう構築すること。

(森林資源の健全な維持と循環利用の促進)

- 森林資源を健全に維持し、二酸化炭素の吸収量を確保するとともに、防災・減災などの機能を向上させるため、再生林や間伐等の森林整備と、それを担う林業の担い手育成を支援すること。また、未利用間伐材等のバイオマス発電や熱利用への活用、建築物の木造化・木質化による地域材の活用促進など、森林資源の循環利用を推進すること。
- 省庁間や研究機関との連携を強化し、気候変動の実態や影響予測などの情報を積極的に国民に発信してリスクコミュニケーションを強化すること。

VI 地方創生の基礎条件をととのえる

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額確保と弾力的運用)

- 低迷する雇用と産業を回復・成長軌道に乗せることは地方創生の基礎条件となるが、地域経済の特性など地域の置かれた状況は千差万別であり、国と各地域とが連帯して、地方の自由度の高いやり方できめ細かに再生に取り組む必要がある。このため、地域の実情に応じた需要喚起策など独自の対応を、地方の判断により十分に実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、補正予算の編成や予備費からの充当により、市区町村も含めて地方団体が必要とする額を確保し、早期の追加配分を実施すること。なお、国の令和3年度予算に計上される国庫補助事業等に係る地方負担額についても交付対象とするなど確実な地方財政措置を講じること。また、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方単独事業分のように、地方団体が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる枠の見直しを柔軟に行うとともに、基金積立要件の弾力化など機動的な運用や繰越を含む期間延長、手続の簡素化などを図ること。併せて、国の支援措置に対し地方団体が上乗せ支援を実施する場合もあり、事務負担軽減の観点から、申請・受給データ等の情報の連携を図ること。

(東日本大震災の被災地域における地方創生)

- 「被災地の復興なくして地方創生なし」の考え方のもと、被災者に寄り添いながら、現場主義を徹底して地方創生のモデルとなるような復興を実現し、「新し

い東北」を1日も早く創造することを改めて明確化すること。被災地の復興を加速するため、農林水産業等の地域の基幹的な産業の復興促進、成長分野の新たな産業立地の推進等により、安定した雇用を確保すること。

(地方分権改革の一層の推進)

- 地方が、それぞれの地域の特色を生かし、コロナ禍がもたらした意識の変化・行動の変容を力に換えて主体的に地方創生に取り組むべきは当然である。その上で、自らの発想と創意工夫を現実に形にして課題解決につなげるためには、必要な法的権限を基盤とすることが不可欠であることから、地方のニーズを最優先した地方分権改革を一層推進すること。

(「国と地方の協議の場」における分野別分科会の設置)

- 国の施策に地方の実情を的確に反映するため、「国と地方の協議の場」において、具体的なテーマについて議論する分野別の分科会を設け、充実した議論と実質的な成果が得られるものとする。

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- 第1期に積み上げた地方創生の成果を取り戻すとともに、日本の活力を復活させ、感染症の脅威に打ち勝つ強い地方創生を実現するため、地方交付税等、恒常的な一般財源の確保はもとより、第2期を通じて安定的に「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続を行うとともに、「地域社会再生事業費」及び令和3年度に地方財政計画において創設された「地域デジタル社会推進費」を継続すること。また、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算についても大幅に拡充すること。

(地方創生推進交付金制度の大胆な要件緩和と拡充)

- 感染症拡大の影響を受け、停滞しつつある地域経済の活性化のため、暫定的な措置として、地方創生推進交付金について、これまで対象ではなかった現地訪問に係る費用の負担軽減や事業に参加する県外居住者への給付など、個人や個別企業に対する給付も対象に含めるような用途の大胆な柔軟化を図ること。また、各地方公共団体の施策・事業の成果の蓄積をポストコロナの地方創生の力とするため、これまで取り組まれてきた優良事例の発展・拡大を図る取組に対する認定要件を緩和すること。
- 「移住支援金制度」のさらなる活用促進に向け、支援金の対象者である東京23区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情も踏まえ、さらなる制度の拡充や運用の弾力化等を検討すること。
- 令和2年度から設けられた、「Society 5.0 タイプ」については Society 5.0の実現を加速化するため、採択要件を横展開タイプと同等とするなど、弾力的で

柔軟な運用を図ること。

- 感染症の影響を考慮し、実施計画の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について、柔軟に対応すること。

(地方創生拠点整備交付金の自由度向上)

- 地方創生拠点整備交付金については、引き続き、対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とし、採択要件の緩和を進めた上で、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、複数年度の施設整備事業の申請事業上限数及び採択事業数の拡大や、既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業範囲の拡大を図ること。

(地方拠点強化税制の拡充)

- 地方拠点強化税制については、令和3年度末をもって適用期限が到来することになっているが、引き続き地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保していくためにも、制度を継続させること。また、感染症の影響により、企業の地方移転への機運が高まっていることから、雇用促進税制による税額控除の大幅拡充、移転に関連する職員住宅・社員寮などの施設の支援対象への追加、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とする措置の拡充などに加え、本社機能だけでなく様々な部門のサテライトオフィスの設置も対象とするなど、さらなる活用のための制度の充実を行うこと。

(地方創生応援税制の認知度の向上等)

- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、今後とも、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組への積極的な関与を促すことにより、本制度の認知度の向上と健全な発展を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めること。また、昨年度に創設された人材派遣型については、派遣人材が、派遣元企業を退職した上で地方公務員法等に基づいて任用する必要があること、給与水準が下がってしまう可能性があることなど、円滑な人材確保に課題があることから、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設すること。

(地方一般財源総額の確保・充実)

- 地方一般財源の総額については、2022年度から2024年度まで2021年度と実質同水準を確保するとされたが、感染症対策や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進に係る取組や、2022年度から団塊の世代が75歳以上に入り始めることによる社会保障関係費の増加など、増嵩している地方の行政需要を地方財政計画に的確に反映するとともに、2022年度以降においても、地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持し、地方が安定的な財政運営に必要な総額を確実に

確保し充実させること。

(地方団体への資金繰りへの支援)

- 令和3年度においても、臨時財政対策債をはじめとする地方債に対する公的資金の増額確保や特別減収対策債の延長が行われるなど地方団体の資金繰りへの対策が講じられているところであるが、引き続き、感染症の影響を注視し必要な場合には適切な措置を講ずること。